

## 第二明光園重要説明事項

令和元年10月1日現在

1. 経営主体 社会福祉法人 視覚障害者福祉会 (昭和46年6月15日設立)
2. 事業種別 指定介護老人福祉施設 50名 短期入所生活介護 8名
3. 事業所名 特別養護老人ホーム第二明光園 (群馬県知事指定 第1072000142)
4. 住所等 〒371-0221 群馬県前橋市樋越町19-1  
Tel 027-283-3912 FAX 027-283-3964
5. 職員体制 ○介護職員・看護職員併せて3:1以上の職員体制をとっております。  
○夜勤職員は介護職員により、2名体制以上配置しております。  
○管理栄養士により献立を作成しております。  
○介護支援専門員は、生活相談員を兼務で行っております。  
○協力医療機関は、善衆会病院・高橋歯科です。

### 6. 料金

#### 【介護老人福祉施設】

○介護保険給付対象サービス費

\*介護度別介護サービス費

介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日あたりの給付単位数	559単位	627単位	697単位	765単位	832単位

#### \*加算

- ・初期加算 (利用者が、新規に入所及び1ヶ月以上の入院後、再び入所した場合、30日間加算) 30単位/日
- ・看護体制加算 (I) 6単位/日
- ・看護体制加算 (II) 13単位/日
- ・夜勤職員配置加算 (I) イ 22単位/日
- ・夜勤職員配置加算 (III) イ 28単位/日
- ・日常生活継続支援加算 36単位/日
- ・障害者支援体制加算 26単位/日 (障害者生活支援員配置)
- ・精神科療養に関する加算 5単位/日 (月2回往診)
- ・栄養ケアマネジメント加算 14単位/日
- ・療養食に対する加算 (医師の処方箋に基づく食事の提供) 6単位/回
- ・口腔衛生管理体制加算 30単位/月
- ・サービス提供体制強化加算 (I) イ 18単位/日
- ・サービス提供体制強化加算 (I) ロ 12単位/日
- ・サービス提供体制強化加算 (II) (III) 6単位/日
- ・排泄支援加算 100単位/月
- ・褥瘡マネジメント加算 10単位/月
- ・低栄養リスク改善加算 300単位/月
- ・再入所時栄養連携加算 400単位/月
- ・若年性認知症入所者受入加算 120単位/日
- ・経口摂取への移行に対する加算 (経口摂取を進めるために医師の指示に基づく栄養管理を行う場合に180日を限度として評価) 28単位/日
- ・入院・外泊時加算 (利用者が、入院・外泊の場合6日を限度として加算) 246単位/日
- ・看取り介護加算 (I) 死亡日以上4日以上30日以下 144単位/日  
死亡日の前日及び前々日 680単位/日  
死亡日 1, 280単位/日

- ・看取り介護加算（Ⅱ） 死亡日以上4日以上30日以下 144単位/日  
死亡日の前日及び前々日 780単位/日  
死亡日 1,580単位/日
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 請求単位数（介護職員等特定処遇改善加算を除く）の1000分の83に相当する額
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅱ） 請求単位数（介護職員等特定処遇改善加算を除く）の1000分の60に相当する額
- ・介護職員処遇改善加算（Ⅲ） 請求単位数（介護職員等特定処遇改善加算を除く）の1000分の33に相当する額
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 請求単位数（介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の27に相当する額
- ・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 請求単位数（介護職員処遇改善加算を除く）の1000分の23に相当する額

※前橋市は7級地に該当するため、介護給付費総請求単位に10,14円を乗じた額を負担額とする。

※自己負担額は、上記介護給付額の自己負担割合に応じた額とする。

○介護保険対象外サービス利用料金

\* 居住費・食費（日額）

	居住費	食費
第一段階	¥ 0	¥ 300
第二段階	¥ 370	¥ 390
第三段階	¥ 370	¥ 650
第四段階	¥ 855	¥ 1,392

\* 管理料（日常費用支払い代行料）

¥10/日

\* 特別食 実費

\* 理美容代 実費

7. 減免等（一定の所得要件を満たす方）

- 生活保護法指定施設（群馬県 勢介第3号）
- 社会福祉法人における利用者減免

8. 苦情相談窓口

受付担当者：生活相談員 受付時間等：月～土 8：30～17：30  
受付方法：☎ → 上記時間 FAX・手紙 → 24時間

9. 加入損害保険会社 あいおい損保

10. その他

- (1) 入所時は契約書の締結が必要です。
- (2) 長期入所の要件は介護度3以上の方です。  
(要介護1、2の方は特例入所の要件に該当する方が対象となります。)
- (3) 入所後、入院がおおむね3ヶ月以上又は見込みの場合は退所になります。ただし、入院治療が終了し再度入所をご希望する場合は優先待機順位になります。
- (4) 介護施設ですので、病気治療や医療行為は出来ません。
- (5) 入所申し込みの際し、知り得た情報は外部に漏らしません。  
(特別養護老人ホーム入所申込状況調査要綱に則し、県へ氏名等の報告を行います。)
- (6) 第三者評価（外部サービス評価）は実施しておりません。

☆当施設に関してご不明な点等ございましたら、お気軽にお聞きください。  
☆入所申し込みをされた方で他施設へ入所又は入所希望辞退の時はご連絡ください。